

「恋愛禁止」を定める契約条項に違反したアイドルの損害賠償義務

【文献種別】 判決／東京地方裁判所
【裁判年月日】 平成 28 年 1 月 18 日
【事件番号】 平成 27 年（ワ）第 1759 号
【事件名】 損害賠償請求事件
【裁判結果】 請求棄却
【参照法令】 民法 415 条・628 条
【掲載誌】 労判 1139 号 82 頁（要約）

LEX/DB 文献番号 25542337

事実の概要

Y（女）は、平成 24 年 4 月 1 日、芸能タレントの育成・マネジメントを行う X との間で「専属マネジメント契約書」を取り交わし（以下、「本件契約」という）、以後、アイドルグループに所属して活動を行ってきた。その後、Y は、遅くとも平成 25 年 12 月ころから、自身のファンである A（男）と交際を開始し、性的関係をもつに至った。

平成 26 年 7 月 11 日、Y は、X に対して、「今年中にはグループを辞めたい」等とするメールを送信し、同月 26 日には、「2014 年 7 月 11 日をもって X との業務委託を解除する」旨の内容証明郵便を送った。この間、Y は、同月 20 日に開催されたグループのライブに出席せず、同年 8 月 16 日に X にメールを送るまで、X からの連絡にも応じなかった。X のプロデューサーは、翌 17 日に開催されたライブにおいて、Y がグループから脱退したこと、その理由が、ファンとの交際という重大な契約違反行為にあることを観客に説明した。

以上の事実関係につき、X は、Y の上記行為は、上記契約書 12 条が「直ちに損害賠償を請求できるものとする」（同 1 項）事由として定める「電話もしくはメールで連絡が付かず損害が出た場合」、「ファンと性的な関係をもった場合」等（同 2 項）に違反する等と主張して（以下、後者の条項を「本件条項」という）、債務不履行または不法行為に基づき、Y に対し、合計 764 万 9,900 円の損害賠償を請求した¹⁾。

判決の要旨

Y には、ファンである A と交際を開始し、男女

関係をもったうえ、X からの連絡にも応じなかった等の事情があるから、「少なくとも形式的には本件契約の上記各条項に違反するように思われる」。しかし、それが「本件契約の債務不履行に当たり損害賠償義務を負うか、あるいは X に対する不法行為に当たり損害賠償義務を負うかについては、なお考慮すべき事項がある」。

本件契約は、その「実情²⁾」に照らして、「X が、所属の芸能タレントとして Y を抱え、X の具体的な指揮命令の下に X が決めた業務に Y を従事させることを内容とする雇用類似の契約」であるから、内容証明郵便が到達した時に、民法 628 条に基づく解除権の行使によって解消された。

ところで、Y は、解除の効力発生までの間に A と性的関係をもっていた。「……確かに、タレントと呼ばれる職業は、同人に対するイメージがそのまま同人の（タレントとしての）価値に結びつく面があるといえる。その中でも殊にアイドルと呼ばれるタレントにおいては、それを支えるファンの側に当該アイドルに対する清廉さを求める傾向が強く、アイドルが異性と性的な関係を持ったことが発覚した場合に、アイドルには異性と性的な関係を持ってほしくないと考えファンが離れ得ることは、世上知られていることである。……

しかしながら、他人に対する感情は人としての本質の一つであり、恋愛感情もその重要な一つであるから、かかる感情の具体的な現れとしての異性との交際、さらには当該異性と性的な関係を持つことは、自分の人生を自分らしくより豊かに生きるために大切な自己決定権そのものであるといえ、異性との合意に基づく交際（性的な関係を持つことも含む。）を妨げられることのない自由は、幸福を追求する自由の一内容をなすものと解され

る。とすると、少なくとも、損害賠償という制裁をもってこれを禁ずるといのは、いかにアイドルという職業上の特性を考慮したとしても、いささか行き過ぎな感否めず、芸能プロダクションが、契約に基づき、所属アイドルが異性と性的な関係を持ったことを理由に、所属アイドルに対して損害賠償を請求することは、上記自由を著しく制約するものといえる。また、異性と性的な関係を持ったか否かは、通常他人に知られることを欲しない私生活上の秘密にあたる。そのため、Xが、Yに対し、Yが異性と性的な関係を持ったことを理由に損害賠償を請求できるのは、YがXに積極的に損害を生じさせようとの意図を持って殊更これを公にしたなど、Xに対する害意が認められる場合等に限定して解釈すべきものと考えられる。しかるに、「本件において、YがXに積極的に損害を生じさせようとの意図を持って殊更これを公にしたと認めるに足りる証拠はない」。

「したがって、YとAとの交際が結果的に外部に知れたことが（性的な関係を持ったことまでが外部に知れたか否かはともかくとして）アイドルとしてのYの商品価値を低下させ得るとしても、YがAと性的な関係を持ったことを理由に、Xが、債務不履行又は不法行為に基づき、Yに対して損害賠償を請求することは認められないといわざるを得ない」。

本件の争点は、以上に尽きないが、結論としては、①Yの行為には債務不履行がなく、②Xに損害が生じたと認められないか、または既に填補されたとして、Xの請求は全部棄却された。

判例の解説

一 問題の所在——アイドルの特殊性

本件は、女性アイドルがファンと性的関係をもったことが、「恋愛禁止」条項に反し、所属芸能事務所に対する債務不履行または不法行為となるか否かが争われた事案である。この問題については、直近にも別の判決が下されているが（以下、「別件判決」という）、本判決とは「恋愛禁止」条項の評価を分かつ点が注目される³⁾。以下では、YとAが交際し、性的な関係をもったこと（以下、一括して「恋愛関係」という⁴⁾）が、Xに対する債務不履行となるかを考察する。

なお、以下での検討は、本件契約の性質を「雇

用契約類似の契約」とした認定を前提として行う。そうすると、本件の論点は、抽象的には、私生活における恋愛関係を理由に、労働契約（類似の契約）において不利益な取扱いを課すことの可否にあるといえる。ただ、本件には、①職場外での行為が、②使用者に対する被用者の損害賠償義務を生じさせるかが問われているという特殊性がある。すなわち、一方、①職場外での行為は、懲戒の問題として論じられることが多く、他方、②損害賠償義務は、労働の提供にあたって使用者の指揮命令に服すべき義務に違反した場合につき、特に求償の制限の問題として論じられることが多い。その理由は、職場外での行為は、通常、服務規律には関係せず、単に企業秩序違反を生じる余地があるにすぎないため、使用者に対して被用者が負う給付義務の実現に影響を与えないからであろう。これに対して、本件契約には、服務とは無関係であるはずの私生活のあり方が「アイドル」という事業コンセプトの成否そのものを左右するという特徴がある⁵⁾。

二 本件条項の有効性

1 契約による私生活上の自由の制約

本件条項の有効性を考察するにあたっては、まず、私生活上の行動を契約による規律の対象とすることの可否と、その限界が問題となる。

一般論として、職業に従事するために私生活に対する一定の制約を生じることが避けられない⁶⁾。ただ、私生活上の決定は、私的自治の原則の規律領域に属するから、少なくとも被用者との間で個別に合意が交わされたときは、そのような制約を有効とすることにも原則として支障はない。

とはいえ、自身の利益であるからといって、無制限に処分の自由を認めることができると解されるわけでもない。どのような利益につき、どのような制約が許容されるかは、職務の性格、制約される利益の性格、職務を遂行するうえでの制約の必要性、制約の種類・程度等の諸事情を総合的に判断して決するほかないものと思われるが、その衡量にあたっては、Yの利益に対する制約の程度が大きければ大きいほど、Xの利益を保護することの重要性が大きくなければならないという見地が基礎とされるべきであろう⁷⁾。

かくして、本件では、事業活動の遂行というXの利益との比較において、Yが恋愛関係を結ぶ自

由を、損害賠償という制裁をもって制約することの当否が問題となる。

2 恋愛関係を結ぶ自由の要保護性

本判決は、恋愛関係を結ぶことを、「人としての本質」に関わり、「自分の人生を自分らしくより豊かに生きるために大切な自己決定権」に基づく行為であるとして、「幸福を追求する自由の一内容をなす」ものと位置づけた。これは、憲法13条によって保障される価値が、私人間の契約においても尊重されるべきであるとの理解を踏まえた判断といえよう⁸⁾ ⁹⁾。

それでは、本判決は、契約によって恋愛関係を結ばないという法的拘束——そのような不作為債務——を課する余地を否定したのであるか。この点は、判決文からは判然としない。本判決は、本件条項に形式的に違反する行為があったとしたうえで、「債務不履行に当たり損害賠償責任を負うか」は別論だとするが、この説示は、条項違反がそもそも債務不履行に当たらない（そもそも債務が存在しない）とする趣旨とも、債務不履行には当たるけれども、損害賠償責任は発生させない（履行の期待可能性がなく、不履行の有責性がない）とする趣旨とも読めるからである。

けれども、判決がいう「他人に対する感情」のありようは、そもそも契約による拘束には親しまないというべきではないだろうか。本人の意思で同意する以上、恋愛を禁ずることは許されるとの見方もあり得ようが¹⁰⁾、契約によって恋愛を禁ずることの意味は、翻意に対して法的な制裁を課する点にある。この点で、契約による拘束は、純然たる自己拘束とはいい難い面を併せもつのであり、その性格上、抗し難くまた可変的なものである「他人に対する感情」を「自分の人生を自分らしくより豊かに生きる」という価値として尊重することとの間に緊張を孕んでいる。

3 制裁の相当性

本判決は、こうした性格を有するYの自由を損害賠償という制裁をもって禁ずるとするのは、いささか行き過ぎであり、かかる自由を著しく制約するものだと評価した。それならば、損害賠償以外の「制裁」は可能なであろうか。

まず、損害賠償以外の債務不履行責任を追及することが考えられるが、その可否は、本件条項に債務としての効力を認められるかどうかにかかっている。恋愛禁止の合意は債権関係を生じさせな

いとすれば、債務不履行を根拠とする主張は、損害賠償に限らず、認められないこととなる。

これに対して、本件契約上、Yの活動がXの指揮・命令に服することからすれば、Xは、一種の「配転」として、グループからの脱退を命ずることはできようか（脱退を命じられたアイドルも、恋愛を禁止されないタレントとして活動する余地はあるのであろう）。そうであれば、本件条項にも、このような「制裁」の可能性に注意を喚起する程度の意味は認められよう（ただ、Yが自らグループを脱退している本件では、この点を論じる意味はない）。

4 条項の規制手法——例文解釈が提起する問題

なお、以上の衡量を実現する法的構成として、本判決は、本件条項の射程を「YがXに積極的に損害を生じさせようとの意図をもって殊更これを公にしたなど、Xに対する害意が認められる場合」に限定し、いわば憲法適合的な解釈の途を探る方法を採用した。もっとも、これを解釈として正当化することができるかは、一つの問題である。

まず、本判決が採用した解釈によれば、結局、本件条項の法的意義は否定されることにならないかとの疑義がある。異性と性的関係をもったことを害意をもって公表することは、恋愛関係を結ぶこと自体とは何ら関わりのない行為であり、本件条項がなくとも、Yの債務不履行（不法行為）を成立させるであろう¹¹⁾。そうであれば、本判決が採用した限定解釈のもとでは、本件条項の効力は——少なくとも損害賠償の根拠規定としては——無効化されているに等しいといえる。

加えて、解釈というからには、当事者が明確に合意しさえすれば恋愛禁止を約定することはできないのではないかとの疑義も残る。しかし、本件条項においては禁止事項が明確に挙示されており¹²⁾、それに違反する行為の存在自体には争いが無いにもかかわらず、本判決は、その文言に従った条項の適用を否定した。これは、いわゆる例文解釈の手法により、解釈という形式を藉りて実質的な無効判断を行ったものと評価することができるが、このような規制手法に対しては、解釈という仮託的な構成によらず、正面から無効判断（その根拠は、民法90条となろう）に踏み込むべきであったとの評価も成り立つところであろう。

三 損害

以上のほか、本判決は、潜在的には、恋愛関係

の発覚によって収益の減少が生じたとして、それを直ちに賠償の対象となる「損害」とみることができるとかという問題をも提起するようと思われる。

損害賠償の対象となる利益は、それ自体として保護に値するものでなければならず¹³⁾、世上一般の評価としてタレントに対するイメージがその価値に結びつく——その結果、恋愛関係の発覚によって現実に減収が生じる——からとって、その種の「商品価値」を当然に法的保護に値する利益とみて、その喪失を「損害」と評価すべきことにはならない。本判決がいうように、他者に対する感情を「人としての本質」の発露たる自由とみるならば、恋愛禁止によって得られる収益の保護は、損害論のレベルにおいても、かかる自由の享受に劣後せざるを得ないだろう¹⁴⁾。結局、恋愛関係の発覚によるメンバーの脱退から生ずべき減収は、事業活動の展開にあたって使用者がカバーすべきリスクの一つだというべきであろうか。

●—注

- 1) Xは、①Aに対しても、Yと共謀して上記損害を発生させたとして、同額の損害賠償請求をしたほか、②Yの親権者（父および母）の監督義務違反（民法709条）をも主張したが、いずれの請求も棄却されている。
- 2) 本件契約においては、Yは、Xの指示に従って芸能活動に従事すべき義務を負い、これに違反した場合に損害賠償義務を負うのに対し、Yの得られる報酬の額についての具体的な基準は定められていない。この点を捉えて、本判決は、本件契約の内実が「Yに一方向的に不利なものであり、Yは、生活するのに十分な報酬も得られないまま、Xの指示に従ってアイドル（芸能タレント）活動を続けることを強いられ、従わなければ損害賠償の制裁を受けるものとなっている」と評価し、そのような「本件契約の性質を考慮すれば」、Yは、何時においても「やむを得ない事由」（民法628条前段）を理由として本件契約を解除することができるとした。このように、契約内容それ自身が「やむを得ない」事由の存在を基礎づけるとすれば、その事由がYの過失によって生じることはあり得ないから、Yが628条後段による損害賠償義務を負う余地もないこととなる。そうすると、この判断の实质は、628条に仮託して、本件契約を即時かつ一方的に解約する権能をYに与えたものだといえる。
- 3) 東京地判平27・9・18労働判例ジャーナル49号2頁（LEX/DB文献番号25531456）。交際禁止条項に故意または過失によって違反した事実が認められるとして、損害賠償請求が認容された。ただし、条項の効力自体は争点となっていない。
- 4) 本件条項が①「ファンと」②「性的な関係」をもつこ

とを禁ずることからすれば、本件条項によって恋愛そのものが禁じられたわけではないとみる余地もあるかもしれない。すなわち、①については、ファンではない者との恋愛は禁じられていないとの見方も成り立ち得る。しかし、ファンという概念は不明確であり、恋愛感情はあるけれどもファンとしての愛着はないという者を想定するのは、現実問題としては困難であろう。②についても、本判決が示唆するとおり、性的な関係をもつことのみを特に制約し得ると解する根拠は乏しいと考える。

- 5) 香月孝史『「アイドル」の読み方——混乱する「語り」を問う』（青弓社、2014年）134頁以下をも参照。
- 6) 和田肇「業務命令権と労働者の家庭生活」『講座21世紀の労働法 第7巻 健康・安全と家庭生活』（有斐閣、2000年）208頁を参照。
- 7) 山本敬三『公序良俗論の再構成』（有斐閣、2000年）210頁が、基本権保護型の公序良俗違反の判断枠組みとして述べるところを参照。
- 8) これに類する基礎づけを行った裁判例として、東京地判昭41・12・20判時467号26頁は、女子職員の結婚退職制につき、家庭の建設・家族生活の維持発展を基本的な幸福追求の価値に根差すものとみる見地から、結婚の自由の保障を合理的理由なく制限することは、私人間においても法律上禁止されるとする。
- 9) もっとも、本判決は、憲法13条を明示的に援用してはいない。本件が私人間の法律関係を扱うことに加えて、同条によって保護される利益の外延が明確とはいえないことから、恋愛関係の形成にまで同条の射程が及ぶかを正面から問うことを避けたものであろうか。
- 10) 別件判決に関する労働判例ジャーナル49号1頁の匿名コメントは、「当事者であるアイドルがこの条項の意味を十分に理解し、真意から合意している」かどうかを問題とする。なお、南野森＝内山奈月『憲法主義』（PHP文庫、2015年）124頁をも参照。
- 11) かりに恋愛関係が存在しなかったとしても、Xに対する害意をもって異性との性的関係をもったとの虚偽の事実をことさらに公表すれば、Yの債務不履行（不法行為）が成立しよう。なお、山田省三「本件判批」労働法学会会報2619号（2016年）27頁の指摘をも参照。
- 12) 実際の条項の書きぶりは多様であり、別件判決では、「ファンとの親密な交流・交際等が発覚した場合」が損害賠償の発生事由とされている。
- 13) 中田裕康「侵害された利益の正当性——フランス民事責任論からの示唆」一橋大学法学部創立50周年記念論文集『変動期における法と国際関係』（有斐閣、2001年）337頁。
- 14) 不動産の心理的瑕疵についても共通の構造をもつ問題が指摘される。横山美夏「個人の尊厳と社会通念——事故物件に関する売主の瑕疵担保責任を素材として」法時85巻5号（2013年）11頁を参照。